



Focus

今月のフォーカス

このページでは、今月イチオシの情報に焦点を当ててお知らせします。

Made in SAITAMA優良加工食品大賞 2026で「forelato(ふおれらーと)」大賞受賞

1月28日(水)、(株)島野造園緑育けんこうステーション東松山ふおれの皆さんが森田市長を表敬訪問しました。



大賞を受賞された「forelato」を市長に説明

同事業者は、令和6年にも「東松山ふおれピクルス」が優秀賞を受賞しており、一つの事業者が2つ以上の賞を受賞するのは制度開始以来初めての快挙です！大賞を受賞された「forelato」は、金ゴマ、栗(ぼろたん)、焼きいも、梨、イチゴなど市内や比企地域で収穫された果物や野菜を使用したジェラートです。



(株)島野造園緑育けんこうステーション 東松山ふおれの皆さんと森田市長

ぜひご賞味ください♪

政策推進課 ☎21-1411 ☎22-5516



県HP

「令和7年度埼玉県荻野吟子賞大賞」を受賞！ 市応援団員 眞子桂子さん(千と桂)

2月10日(火)、「令和7年度埼玉県荻野吟子賞」大賞受賞の報告のため、眞子桂子さんが市長を表敬訪問しました。

眞子さんは、医療美容師や整容相談員として、病気や治療による外見の変化に悩む方々への「アピランスケア」を通じた社会復帰支援に尽力されているほか、市応援団員としての地域活性化や、性別を問わず選べる「ジェンダーレス制服」の普及活動など、多岐にわたる分野で「誰もが自分らしく生きられる社会」の実現に向けて活動されています。

市長からは「眞子さんの活動は何物にも代えがたいものです。この度の受賞、誠にありがとうございます」と、お祝いの言葉が贈られました。



眞子桂子さんと森田市長

政策推進課 ☎63-5031 ☎22-5516



受賞を報告する眞子さん



市HP

3月16日までに市・県民税の申告を

市・県民税の申告は課税の基礎資料となるほか、各種税務証明の発行、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定などに必要な手続きです。市・県民税申告書は「申告の手引き」に印刷されている封筒(切手不要)を利用して、できる限り郵送による提出をお願いします。

ふるさと納税をした人

ふるさと納税に関して「寄附金税額控除に係る申告特例(ワンストップ特例)申請書」を提出した人は、確定申告又は市・県民税の申告をするとき申告特例が不適用になります。寄附金税額控除を受けるためには、申告書にふるさと納税の寄附金について記入し、受領証等の添付書類の提出が必要となる場合がありますのでご注意ください。

課税課 ☎21-1438 ☎23-2238

駅周辺は路上喫煙等禁止

東松山のまちをみんなで美しくする条例に基づき、東松山駅及び高坂駅周辺の指定区域内での路上喫煙及び空き缶等のポイ捨てを禁止しています。これらの行為を行った場合は、指導・勧告を行い、改善されない場合は2,000円の過料を科す場合があります。受動喫煙防止及び環境美化推進にご協力ください。



環境政策課 ☎63-5006 ☎23-7700



市HP

都市計画道路 松高前通線が全線開通

都市計画道路松高前通線が全線開通します。また開通に先立ち、特設会場で開通記念式典を行います。

3月25日(水) 午後1時を予定 ※式典は午前10時30分から

松葉町一丁目地内

市街地整備課

☎63-5002

☎24-8857



5-16号橋(高坂)の通行止め

東武東上線をまたぐ橋の架けかえ工事が始まります。長期間にわたり通行止めになります。工事期間中は迂回にご協力ください。

※まなびのみちは通行可
期間 令和8年4月から3年間(予定)

場 大字高坂～高坂一丁目

道路課

☎21-1422

☎25-2760



東松山消防署高坂分署の移転

東松山消防署高坂分署が宮鼻地内から西本宿地内へ移転新築します。業務開始は3月下旬を予定しています。詳細は比企広域消防本部HPをご確認ください。

比企広域消防本部 消防総務課 ☎23-2265 ☎22-3905



比企広域消防本部HP

市政情報

3月の納税

夜間納税相談窓口(事前予約制)

日中來庁できない人のための納税相談を行いますのでご利用ください。また、納付も受け付けます。3月19日(木)の窓口をご利用する場合は、3月16日(月)の午後5時15分までに予約をお願いします。

3月19日(木)、4月30日(木) 午後5時15分～7時

場・問 収税課

☎21-1409 ☎23-2238

さくらねこ無料不妊手術事業

公益財団法人どうぶつ基金の協力を得て、市が窓口となり飼い主のいない猫に対し不妊・去勢手術を受けさせる人に無料チケットを交付しています。

対象はTNR活動を行う市民(個人、ボランティア団体など)で、どうぶつ基金の協力病院で手術することが要件となります。

※チケットは飼い猫・保護猫には使用できません。

環境政策課

☎63-5006

☎23-7700



市HP

簡易専用水道の法定検査の受検

ビル、マンション等に設けられた受水槽(タンク)などの給水装置は「簡易専用水道」として水道法の適用を受けるものがあります。

簡易専用水道の設置者は年1回以上の法定検査を受検することが法律で義務付けられています。法定検査は、給水施設の清掃や保守点検が定期的に行われ、適切な管理がされているか確認する検査です。

法定検査を実施していない設置者は、登録検査機関に連絡し、検査の手続きをしてください。

環境政策課

☎63-5006

☎23-7700



県HP



捕獲して

不妊手術をしてサクラ耳カット

元の場所に戻す

©公益財団法人どうぶつ基金